

項目名	住宅関連事務の一元化		
大綱要旨	住宅関連事務について、市営住宅部門(建設部市営住宅課)と民間も含めた全般的な住宅政策に係る部門(都市開発部建築指導課企画担当)を一元化することで、市民に分かりやすくより計画的で充実した住宅関連の行政サービスを実施できる体制を整える。		
改革内容	市営住宅課と建築指導課の企画担当部門を合わせて、住宅関連行政を総合的に所掌する住宅整備課を新設し、住宅関連事務を総合的に推進する。		
改革効果	<p>住宅関連事務が一つの課で所掌されることにより、より効率的かつ総合的に行政を推進することができる。市民に対する各種住宅情報の提供も、総合的なホームページを作成するなど一括した形で行うことが可能となり、より分かりやすく市民本位の形で行うことができる。</p> <p>なお、副次的な効果として、確認事務も含めて一つの部内に関連課所がまとめられることでも、市民にとっても分かりやすく、また行政としても連携のとりやすい形となる。</p>		
実施計画	年度	着手・実施	詳細内容
	14年度		
	15年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改正の実施 ・住宅情報の総合的に提供するホームページの立ち上げなど、機構改正を活かした新規サービスの実施
	16年度		
	17年度		